

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成29年9月28日（平成29年（行情）諮問第379号）

答申日：平成30年6月18日（平成30年度（行情）答申第130号）

事件名：特定有機登録認定機関に対する調査等に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2010年1月1日以降、有機登録認定機関である特定法人に関する農林水産省による調査・報告・是正・指摘事項などに関する文書・資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月8日付け29食産第347号により農林水産大臣（以下「農林水産大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書1

農林水産省の担当官は「決定通知書にすべてが書いてある」というが、自らの業務について説明しない態度には問題がある。まず、説明を果たすべきなのは自らである。また、農林水産省行政文書開示決定等審査基準というものはウェブサイトに掲載されているが、決定通知書には、そのことについては触れられていない。同審査基準が、仮に当該決定における過程において運用されているのであれば、この基準内にはいくつかの具体的な基準が説明しており、機密ではないことについては、常識的な範囲で、理解ができる程度に説明すべきである。

##### （2）審査請求書2

農林水産省は「決定通知書に全てが書いてある」と主張しているが、不開示決定（原処分）には、必要な理由の提示もなく、検討の基準に沿ったものであるのかも判断できない。よって、不当な決定及び理由である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分における開示決定の状況

開示請求のあった行政文書は、「2010年1月1日以降、有機登録認定機関である特定法人に関する農林水産省による調査・報告・是正・指摘事項などに関する文書・資料」（本件対象文書）である。

本件対象文書の存否を答えることにより、農林水産省が特定法人に対する立入調査、報告徴収又は是正指導を行ったという事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）が明らかになる。

本件存否情報を明らかにした場合、当該法人が不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、当該法人の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当し、同号ただし書にも該当しないことから、法8条の規定に基づき、本件対象文書は存否を明らかにせず開示請求を拒否することとし、不開示とした。

#### 2 原処分を維持する理由

(1) 上記1に記載のとおり、本件対象文書は、法5条及び8条の不開示情報に該当する。

(2) また、審査請求人は、審査請求書1において、「説明責任を果たすべきである。」とし、審査請求書2では、「不開示決定には、必要な理由の提示もなく、検討の基準に沿ったものであるのか判断できない。」と主張している。

行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由については、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示情報のいずれかに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえないとされている（平成29年度（独情）答申第15号及び平成28年度（行情）答申第751号）。

処分庁は、原処分において、上記1に記載のとおり、本件対象文書が法5条各号の不開示情報のいずれに該当するかを理由とともに示していることから、本件対象文書を開示しない旨の決定通知書に付記した理由については、開示請求者において、不開示とされた文書が法5条各号の不開示情報のいずれかに該当するのかその根拠とともに了知し得るものに該当する。よって、法8条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないため、不開示とした。

(3) なお、審査請求人は、審査請求書1において「農林水産省の担当官は、「決定通知書にすべてが書いてある」というが、自らの業務について説明しない態度には問題がある。」と主張するが、処分庁は原処分から本

件審査請求を受けるまでの間、数回の電話による審査請求人からの原処分に関する質問等に適切に対応している。

(4) 以上の理由から、原処分については、維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年6月7日 審議
- ⑤ 同月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）による改正前の農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧JAS法」という。）17条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関である特定法人を明示した上で、2010年（平成22年）1月1日以降、特定法人に対して農林水産省が行った立入検査、報告徴収又は是正指導に関する文書・資料の開示を求めるものと解されるところ、その存否を答えることにより、旧JAS法20条1項の規定等に基づく農林水産大臣による立入検査、報告徴収又は是正指導（旧JAS法20条の2第4項の規定等に基づき農林水産大臣が独立行政法人農林水産消費安全技術センターに指示して行わせる立入検査又は是正指導を含む。以下「立入検査等」という。）を特定法人が受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) 本件存否情報の公表の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 旧JAS法20条1項の規定に基づく農林水産大臣による登録認定機関に対する立入検査については、例えば、登録認定機関の認定業務

に関して、当該登録認定機関から認定を受けている認定事業者からの農林水産省に対する通報により、当該登録認定機関の認定業務に対する何らかの疑いが生じた場合に行うことが考えられるところ、当該登録認定機関に対して、当該認定業務が適正に行われているかどうか、当該認定業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求める報告徴収（同項）を行うことにより、特定の記録を確認すれば判断できる場合など、立入検査を行うまでには至らないことも考えられる。

イ 上記アの立入検査又は報告徴収の結果、農林水産大臣がその対象となった登録認定機関に対して行った是正指導（行政手続法に定める行政指導）の内容について、当該登録認定機関の違反行為が役職員の過失によるものであることが明らかであり、行為自体の悪質性が低く、登録認定業務その他の業務に影響を及ぼさない程度のものである場合であって、適切な改善が図られているとき又は図られることが確実なときなどを除き、改正前の農林物資の規格化等に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準及び公表の指針（平成27年4月1日付け農林水産省。現・日本農林規格等に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準（平成30年4月1日付け農林水産省）。以下「処分基準等」という。）に定める不利益処分に係る処分基準に該当する場合には、農林水産大臣は当該登録認定機関に対し行政処分を行い、処分基準等に定める公表の指針に基づき当該行政処分の内容を公表しているところ、農林水産大臣が登録認定機関に対する立入検査等を行ったことをもって、その事実を公表した事実はない。

(3) そこで、当審査会において、諮問庁から提示を受けた処分基準等の内容を確認したところ、上記(2)イの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

さらに、当審査会事務局職員をして、農林水産省のウェブサイトを確認させたところ、旧JAS法17条の5第2項の規定に違反し、処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当する登録認定機関に関して、農林水産大臣が旧JAS法17条の11の規定に基づく認定に関する業務の改善及び旧JAS法17条の12第2項1号の規定に基づく認定に関する業務（取次業務を除く。）の停止を命じた行政処分の内容がプレスリリースにより公表されている事実は確認できたが、登録認定機関に対する立入検査等を行ったことをもって、その事実が公表されている事実は認められなかった。

(4) 以上を踏まえると、登録認定機関が立入検査等を受けた結果、当該登録認定機関が処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当せず、行政処分の対象とはならないこともあるのであり、本件存否情報を公に

した場合、特定法人に対して農林水産大臣が行った立入検査等に係る具体的な情報の有無が明らかとなることにより、特定法人の業務実施能力等に対して疑いが生じ、特定法人が旧JAS法に違反する不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生するなど、特定法人の社会的信用を低下させ、既に特定法人から認定事業者の認定を受けている事業者が特定法人の認定を受けることをやめ、特定法人以外の登録認定機関の認定を受け直したり、その他の業務に支障が出るなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(5) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、原処分の不開示決定通知書の「2 不開示とした理由」欄に記載された理由の提示に不備がある旨主張している。当審査会において、当該通知書の当該欄の記載を確認したところ、処分庁は本件存否情報を明示した上で、「調査等の有無を明らかにした場合、当該法人が不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、当該法人の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当し、同号ただし書にも該当しないことから、法8条の規定に基づき、当該行政文書は存否を明らかにせず開示請求を拒否することとし、不開示としました。」と記載しており、その内容は、不開示とした根拠とともに開示請求者（審査請求人）の了知し得るものであると認められることから、原処分の理由の提示に不備がある違法なものであるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子